

第6章 立地適正化に関する施策・事業

1 誘導施策

施策・誘導方針に対応し、誘導区域内における居住誘導や都市機能等を誘導するための講ずべき施策などを検討する。

(1)居住誘導区域における居住を維持・誘導するための施策

若者・子育て世代とともに、高齢者などの定住・移住を促進するため、以下のような施策を展開する。

- 若者や子育て世代の居住や観光客も利用できるまちなかの憩いの場を確保するなど、空き家・空き地の活用を促進し、未利用地対策を図る。
- 若者や子育て世代の定住・移住を促進するなど、三世代での同居・近居等の促進を支援することで、より良い子育て環境や居住環境の形成を図る。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、心身ともに健やかに暮らせるよう「松阪市健康づくり計画」等に基づき、市民の誰もが自分らしく笑顔で暮らし輝き、地域の力を生かした健康なまちづくりに向けて、市民、関係機関・団体、行政が互いに、それぞれの役割を果たし、協働して取組を進めていく。
- 安全で安心して暮らせる居住環境を確保するなど、地震や風水害などの多様な自然災害に対して、ハード面・ソフト面での取組を推進する。

(2)都市機能誘導区域における誘導施設を維持・誘導するための施策

都市機能の維持・誘導により、市の玄関口である松阪駅周辺の市街地における賑わいと魅力の向上を図るため、以下のような施策を展開する。

- 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づく公共施設の整備等を推進し、多様な都市機能の増進に努める。
- 松阪駅の周辺市街地等では、魅力と賑わいがあふれるまちづくりを推進するため、公民連携による駅西地区づくりや施設整備を推進する。
- 松阪駅東側は、地域医療をはじめとする病院(二次救急医療機関)など、都市機能誘導施設の誘導・維持や、快適でウォーカブルな空間の創出に向けた整備等を検討する。
- 松坂城跡などの歴史・文化を生かした交流の促進に向けて、“豪商のまち松阪”や“まち歩き”を楽しむためのまちなか回遊ネットワークづくり等を進めるとともに、外国人観光客等の受け入れ体制の充実に努める。

(3)公共交通の形成に関する施策

便利で快適な公共交通ネットワークを形成するため、以下のような施策を展開する。

- 鉄道・路線バスや鈴の音バスなどの「幹線公共交通」、「準幹線公共交通」を基軸としながら、これらに接続するコミュニティ交通等の支線公共交通やタクシーといった個別輸送等により、体系的な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。
- 中心市街地において、利用実態や市民ニーズなどを検証しながら、必要に応じた運行形態の見直しを行う。また、周辺部から、鉄道・バスともに本市の公共交通の拠点である松阪駅への移動時間の短縮などアクセス性の向上を推進する。
- 公共交通の利用が不便である地域については、松阪市地域公共交通協議会と連携しながら地域の特性と実情に応じた移動手段を構築・確保するとともに、「松阪市コミュニティ交通運行事業補助金事業制度」を通じて地域が運営主体となる移動手段(お出かけ交通)の構築支援も行う。

2 公的不動産の活用

本市では、「松阪市公共施設等総合管理計画(2016(平成 28)年5月策定(2022(令和 4)年 3 月改訂))」を策定し、将来の状況を見据えた公共施設の総合的なマネジメントを進めている。公的不動産については、以下の方針に基づくものとする。

- 公共建築物の統廃合により見直すこととなった土地建物については、売却処分や他用途へ転換を図る。
- 未利用財産については、将来活用する見込みの有無を判断し、効率的かつ効果的な処分について、民間等の活用を含めその手法を検討する。

なお、市内の各種団体が市保有の施設を使用して事務所等を設置している場合において、普通財産の場合は賃貸借などの契約をし、行政財産の場合は目的外使用の使用許可の手続きを行い、有償で貸し付けることを基本とする。

3 居住調整地域の方針

沿岸部の市街化区域内において、都市的土地利用が進まず、農地や太陽光発電用地として土地利用されている地域がある。このような都市的土地利用が進んでおらず、今後も見込みがない地域については、将来的な逆線引き(市街化調整区域への編入)なども見据え、都市計画法第8条に定める地域地区の一つである「居住調整地域」への指定を検討する。

なお、居住調整地域に指定された場合には、開発許可制度における立地基準が適用され、特定の開発行為や建築等行為に対して一定の規制が課されることとなる。